日付:2004年8月19日 提出元:NTT東日本

題名: SMS-14-ACCA-01 に対する弊社検討結果について

## 1. はじめに

本寄書は、前回 SWG 寄書 SMS-14-ACCA-01「保護判定基準の決定方法の比較」について、弊社が行った比較結果を示すものである。

## 2. 保護判定基準値の決定方法に関する弊社の比較結果

スペクトル管理標準の目的は、「全ての通信事業者がスペクトル適合性に対する責任を共有し、DSL 方式ごとに共存のための利用条件を定めることにある。(SMS-15-NTTE-01 抜粋)」と弊社は考える。ゆえに、弊社は、保護判定基準値について、ユーザ、ISP、スペクトル管理のどの観点で見ても同じものになるものと考える。以上より、弊社の比較検討結果を以下に示す。なお、比較検討する項目については、SMS-14-ACCA-01 における項目と同様であるが、順番については入れ替えを行ったものである。

## 【弊社の比較検討結果】

比較項目	伝送性能値から決める方法	サービス要求条件から決める方法	
既存ユーザ(被干渉クラス A シ	他の回線からの干渉の影響によ	利用者が概ね感じることができ	
ステムユーザ)にとっての意味	り速度が低下する下限値(理論上 る平均的な速度(参考値)		
	の下限値)		
新システムユーザ( 与干渉	新システムの利用制限を判断する基準(新システムがクラスA回線		
ユーザ)にとっての意味	に与える干渉の影響の許容限界値)		
不变性	計算による算出結果は、誰が計算	各通信事業者等のサービスレベ	
	しても同じものとなる( 計算モデ	ルの考え方により、変化する	
	ルの変更により計算結果が変化		
	する)		
設定根拠	計算モデル、パラメータ値に基づ	根拠なし(事業者間の合意によ	
	く計算結果を基礎に設定	る)	
スペクトル適合性判定計	保護判定基準値の計算条件と同	保護判定基準値の設定とは、無関	
算条件との関係	一条件	係	
特例扱いとの関係	事業者間合意に基づき、個々の伝送システムごとに設定		
上り拡張システムの暫定	(上り拡張システムのみを特別に扱う議論は不要)		
運用案との関係		_	
マルチゲージ、ブリッジタ	スペクトル適合性評価が相対評	技術的根拠のない基準値に対し	
ップの影響	価であること等から影響なし	て、厳密に計算させる意味がない	

ISDN との関係	計算モデルに含める	合意モデルに含める	
わかり易さ	クラスA伝送方式毎に基準値が	保護基準マスク(4種類(G.992.1、	
保護判定基準値の種類	ある(現在は、5方式ある)	G.992.2、TCM-ISDN、長延化方式)	
		保護基準下限値、サービスレベル	
		予測値がある	
使用目的(サービス仕様)	DSL 方式ごとに共存のための利用条件を定めること( サービス仕様に		
との関係	使用されるものではない)		
ギャランティーサービス	DSL サービスは、伝送速度がベストエフォートの数値として提供され		
の保護判定基準値に対す	ているものである ( ギャランティサービスではない )		
る考え方の整合性			

C.3.		保護判定基準値	
C.3.2	オープン	保護判定基準値として保護マスクを導入する	SMS-08-13, SMS-09-22
		か?	SMS-10-07, SMS-11-07
			SMS-11-08, SMS-12-10
C.3.3	オープン	保護判定基準は一定のサービスレベルを基に規	会合#10,SMS-11-07
		定すべきか?	
C.3.4	オープン	緩和値(マージン)を設けるか?	SMS-08-17, SMS-08-18
			SMS-09-21
C.4		線路モデル,干渉源,計算方法	
C.4.4	オープン	ISDN を適合性確認の与干渉源から削除する	SMS-07-20 , SMS-08-14
		か?	SMS-08-17, SMS-09-21
			SMS-10-09 , SMS-10-10
			SMS-11-09 , SMS-12-11